

令和6年度

るすつこども園利用申込のご案内



このご案内では、令和6年度における、認定こども園るすつこども園の利用申込に関する手続や必要な書類などについて記載しています。よくお読みになり入園を希望される方はお申し込みください。

- ・ 受付期間 令和6年2月5日（月）から 令和6年3月8日（金）まで
- ・ 提出先 るすつ子どもセンター（るすつ保育所）
月～金 9：00～17：30まで受付けています。

〈目次〉

1ページ	申込みの受付期間、提出先
2ページ	1.子ども・子育て支援新制度の概要について ① 支給認定について ② 施設の利用調整について ③ 保育の必要量について
3ページ	2.幼児教育・保育の無償化について 3.留寿都村ふるさと応援基金子育て支援保育料等助成金事業について
4ページ～6ページ	4.るすつこども園の利用を希望される方の手続きについて ① るすつこども園利用の対象となる年齢について ② るすつこども園を利用できる基準について ③ 認定及びるすつこども園利用の申込みに必要な書類について ④ 申込み内容に変更があった場合 ⑤ 保育料等について
7ページ～8ページ	5.保育に係るお願い ① 健康面について ② 給食及び食物アレルギーの対応について ③ るすつこども園の送迎について ④ ならし保育について ⑤ るすつこども園の年間行事について

るすつこども園を初めて利用するお子さまの保護者を対象に「入園説明会」を実施いたします。日時は、**2月20日(火)、21日(水)、22日(木)13時から15時**の間で開催します。希望する方は、ご都合の良い日をご連絡ください。

上記の日程でご都合のつかない方については、後日、個別に対応させていただきます。その際、再度、日程調整をさせていただきます。



お問い合わせ先
るすつ保育所 電話 0136-46-3253
(担当：るすつ保育所長事務取扱：浦城)

1.【子ども・子育て支援新制度の概要について】

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるため、「子ども・子育て支援制度」が実施しています。この制度において認定こども園を利用するためには、まずは保護者が「保育の必要性の認定（支給認定）」を受ける必要がありますので、下記に記載している制度の概要をお読みください。

① <支給認定について>

子どもの年齢や保育の必要性の有無によって支給認定は、次の3つの区分に分けられ、利用できる施設も異なります。

認定区分	対象	利用できる施設・事業	備考
1号認定	<u>保育の必要性の認定を受けない満3歳以上</u> で、就学前の子ども	幼稚園	るすつこども園 (他市町村の認定こども園を希望する場合も含まれます。)
2号認定	<u>保育の必要性の認定を受ける満3歳以上</u> で、就学前の子ども	保育園	
3号認定	保育の必要性の認定を受ける満3歳未満の子ども	保育園	

るすつこども園の利用を希望される方は、上記のいずれかの認定を受けて保育利用を申し込みいただく必要があります。

※ 既に認定されサービスを利用し引き続き利用される場合は、現況届にて申込みができます。

② <施設の利用調整について>

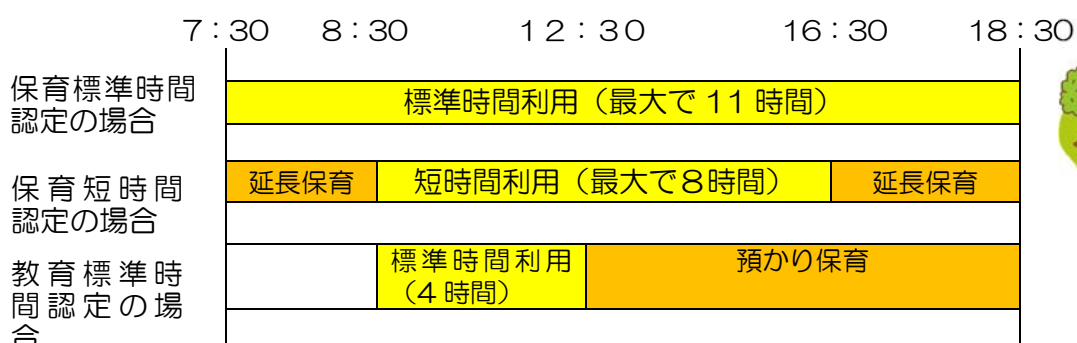
提出いただいた申請書類等をもとに、保育の必要性を審査し、施設と市町村が利用調整を行います。

特に他市町村の幼稚園や保育園を利用希望する際は、施設側と利用調整が必要となりますので、別途相談してください。

③ <保育の必要量について>

保育の必要量には「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」「教育標準時間認定」の3種類があり、それぞれの家庭における保育を必要とする時間数を考慮して決定します。

認定区分	最大利用時間	認定該当事由
保育標準時間認定	1日 11時間まで	おおむね1月120時間以上（就労等）3ページの「利用できる基準」に準ずる事項に該当する方
保育短時間認定	1日 8時間まで	おおむね1月120時間未満の就労、就学、看護又は介護、求職活動、育児休業中（主にパートタイム就労の方）
教育標準時間認定	1日 4時間まで	該当事由なし



預かり保育を行った場合、別途延長保育料がかかります。

<保育の必要量が変更となった場合>

申込み時点から就労等の時間が変更となった場合は、支給認定の区分の保育時間が変更となり、保育料が変わりますので、認定こども園るすつこども園まで必ず連絡をお願いします。

2.【幼児教育・保育の無償化について】

国では、令和元年10月1日からの消費税増税による増収分を財源として、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を鑑み、3歳児から5歳児の幼稚園、保育園、認定子ども園等の利用料を無償化となるものです。0歳児から2歳児まではこれまでどおり保育料の負担があります。ただし、0歳児から2歳児の住民税非課税世帯については無償化の対象となります。

3.【留寿都村ふるさと応援基金子育て支援保育料等助成金事業について】

留寿都村では、全国からふるさと納税として納めていただいたお金を財源に、子育て世帯の保護者の経済的負担の軽減や子育て支援の拡充として、保育料等の助成を実施しています。

<平成30年度から保育料を国の基準額に合わせた上で半額を助成>

当該事業では、保護者の委任を受けて、留寿都村からの助成金をそのまま保育料に充当することとなりますので、保護者は、助成額を差し引いた額の保育料等を納入することとなります。

なお、生活保護や多子世帯等（3人目以降 所得制限あり）の方の保育料につきましては、0円となりますので、助成の対象とはなりません。

<令和6年度から給食費の保護者負担について月額3,000円を超えた額を助成>

上記の保育料助成に加え、3歳児～5歳児までの給食費3,000円を超えた額の助成を行います。食材の実負担経費を基に負担額を給食費に反映させる必要があるためです。そのため、保育料同様保護者は、助成額（4月分6,000円5月～3月分、月5,400円）を差し引いた額の給食費3,000円を納入することとなります。なお、0歳児から2歳児の給食費につきましては保育料に含まれています。

なお、次の方は助成の対象とならない場合がありますので、入園の際は十分留意してください。

- ・村税や保育料、給食費の滞納が助成期間に発生した場合

詳しくは、るすつこども園の入園後にお知らせします。



4.【るすつこども園の利用を希望される方の手続について】

本村には認可された、保育施設として「認定こども園るすつこども園」のみとなっています。多くの方が利用していますので、ここでは認定こども園るすつこども園の手続きについて記載しています。

① るすつこども園利用の対象となる年齢について

児童の年齢別		利用定員	児童の生年月日	備考
0歳児	ひよこ組	4名	令和 5年4月2日以降（生後6カ月以降）	※保育士等の人数も限られていることから、定員に満たない場合も利用できない場合もあることをご理解願います。
1歳児	りす組	20名 （各クラス 概ね10名）	令和 4年4月2日～令和 5年4月1日	
2歳児	うさぎ組		令和 3年4月2日～令和 4年4月1日	
3歳児	ぱんだ組	41名 （各クラス 概ね13名）	令和 2年4月2日～令和 3年4月1日	
4歳児	きりん組		平成31年4月2日～令和 2年4月1日	
5歳児	ぞう組		平成30年4月2日～平成31年4月1日	



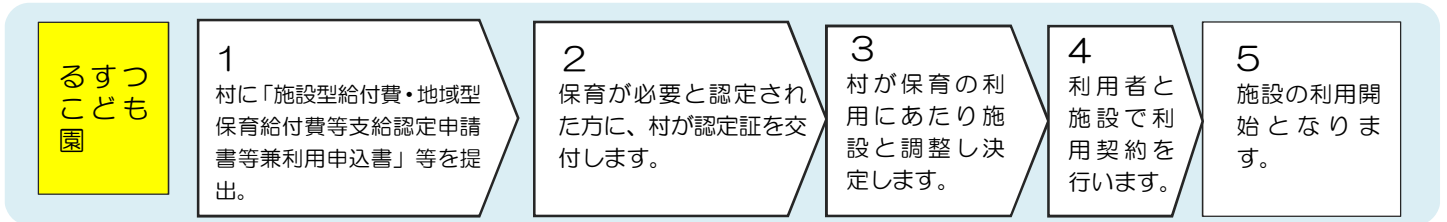
② るすつこども園(保育園)を利用できる基準について

村内に住所があるお子さまで、かつ、保育を必要とする保護者等が次のいずれかに該当する場合。ただし、同居の親族その他の者がお子さまの保育が出来る場合は、利用対象になりません。また、幼稚園児については基準はありません。

保育を必要とする事由	
就労等	労働に常態的に従事している場合。フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働などを含む
疾病・障害	保護者の病気、負傷、心身の障害により、保育ができない場合
介護、看護等	家庭に介護が必要な高齢者や長期にわたる病人、心身に障がいのある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がいて、保護者がいつも介護・看護にあたっているためその児童の保育ができない場合
災害復旧	火災や風水害、地震などで家を失い、破損をしたため、その復旧の間、保育ができない場合
妊娠・出産	児童の保護者が妊娠、出産後のため、保育ができない場合
育児休業取得中	育児休業取得中、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合
就学	児童の保護者が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む。）のため、保育ができない場合
虐待やDVのおそれ	児童虐待を行っている又は再び行われる恐れがある場合や配偶者からの暴力により、保育を行うことが困難と認められた場合
その他	上記に類する状態として村が認める事由に該当する場合

認定こども園の利用にあたっては、申込み順で決定を行うものではありません。上記の事由等を含め、保育の必要性の高い順に利用の決定を行いますので、就労等が見込めない場合は、入園ができない場合もあります。

③ 認定及びるすつこども園利用の申込みに必要な書類について



- | | |
|-------|---|
| 新規 | <ul style="list-style-type: none"> 施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請書等兼利用申込書 「保育を必要とする事由」の証明書等（下記の事由に該当する証明書等を添付） |
| 継続 | <ul style="list-style-type: none"> 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定 現況届 「保育を必要とする事由」の証明書等（下記の事由に該当する証明書等を添付） |
| 該当者のみ | <ul style="list-style-type: none"> 銀行口座振替を希望する方 預金口座振替依頼書等 令和6年1月1日現在に留寿都村に住所が無かった方
前住地の令和5年度 市町村民税課税証明書（市町村民税非課税証明書） 家庭状況の確認に必要な書類（生活保護世帯、ひとり親世帯、障がいのある方） |

・「保育を必要とする事由」の証明書類（該当する事由のうち①から⑩までのいずれかを提出ください。）

①	会社などに勤務している方	雇用証明書（父母ともに必要）	送付した書類に記載し提出
②	会社などに勤務を予定している方	雇用予定証明書	送付した書類に記載し提出
③	自営業、農業などを自らが営んでいる方	自営業・農業従事申出書	送付した書類に記載し提出
④	妊娠中又は出産後間がない方（産後2か月）	分娩予定日を証明できる書類（母子健康手帳など）	関係書類の写しを添付
⑤	疾病などの方	医師の診断書	関係書類の写しを添付
⑥	長期にわたり、疾病や障害がある同居親族を介護している方	介護保険被保険者証（要介護認定済みのもの）又は医師の診断書	関係書類の写しを添付
⑦	学校などに通学中の方	在学証明書	関係書類の写しを添付
⑧	求職中の方	求職活動申立書	送付した書類に記載し提出
⑨	災害復旧にあたっている方	り災証明書、その他証明書	関係書類の写しを添付
⑩	育児休業取得時に、既に認定こども園を利用している子どもがいて、継続利用が必要な場合	育児休業取得証明書	関係書類の写しを添付

・保育料の口座振替のために必要な書類

口座振替は、北海道信用金庫留寿都支店及びようてい農業協同組合真狩支所の口座です。	北海道信用金庫	預金口座振替依頼書及び預金口座振替申込書を添付
	ようてい農業協同組合真狩支所	保育料等貯金口座振替依頼書を添付

※ 口座振替を行わない場合は、役場出納窓口等でのお支払いとなります。便利な口座振替をご利用ください。



・保育料などを決めるために必要な書類

令和6年1月1日現在、留寿都村に住所がなかった方のみ	前住地の令和6年度「市町村民税課税証明書（市町村民税非課税証明書など）」を添付
----------------------------	---

・家庭状況の確認に必要な書類

①	生活保護を受けている世帯	1 施設型給付費・地域型給付費支給認定申請書等兼利用申込書の「生活保護受給世帯」の該当の有無」欄に記載生活保護受給者証明書又は保護決定通知書（写）を添付
②	ひとり親世帯	児童扶養手当証書又はひとり親家庭等医療費助成受給者証の（写）を添付
③	障がいのある方がいる世帯	障害者手帳、療育手帳（写）などを添付

④ 申込み内容に変更があった場合

次のような場合には、すみやかに手続きを行う必要がありますので、必ず認定こども園まで連絡をお願いします。

①	住所、氏名の変更
②	家族構成の変更（再婚・離婚・親族等との同居など）
③	退職、就業時間の変更、転出、病気の回復などにより、保育の必要性がなくなった場合
④	電話番号等、連絡先に変更があった場合
⑤	保育料の算定となる税情報に変更があった場合
⑥	支給認定証を紛失した場合

⑤ 保育料等について

・ 保育料の算定方法

保育料は、お子さんの年齢と父母（**家計の主宰者である場合は同居の祖父母及びそれ以外の扶養義務者なども含む場合があります。**）の市町村民税所得割額により決定します。

また、保育の必要量の区分別（保育標準時間、保育短時間）で異なった保育料が設定されます。なお、保育短時間で利用決定され、延長保育を行った場合には、別途延長保育料がかかります。るすつこども園の月途中の入退園保育料は日割納付となります。

・ 年度途中で保育料が変更になる場合があります

4月から8月までの保育料は、前年度（令和5年度）の市町村民税で、9月から3月の保育料は当年度（令和6年度）の市町村民税で算定するため、毎年9月に保育料の切り替えを行います。

・ 保育料の納付方法

村長が発行する納入通知書又は口座振替の方法により行うことができますが、便利な口座振替のご利用をお勧めします。

・ 保育料の納付時期について

保育料は、認定こども園を運営するための費用にあてられています。保育料を納付期限は、毎月25日までに納めてください。納付期限までに保育料の納付がない場合、督促状の発送のほか、延滞金の徴収を行います。

・ 給食費の納付時期について

3歳児～5歳児の給食費の納付期限は、毎月末日までに納めてください。納付期限までに給食費の納付がない場合、督促状の発送のほか、延滞金の徴収を行います。

※家庭の諸事情により納付が遅れる場合は、必ずご相談ください。

5.【保育に係るお願い】

保育時間は、勤務時間＋通勤時間の保育となるようご協力ください。

<保育の利用について>

るすつこども園の保育園児の利用については、家庭で保育ができない時間にお子さんをお預かりする施設です。子育てについてはご家庭が基本となりますので、お父さんやお母さんなど、どちらかが仕事のお休みの時など、自宅での保育が可能である場合は、できるだけ、お子さんと一緒にご家庭で過ごすようお願いします。

① 健康面について

- ・ 熱、咳、鼻水などで具合の悪い時は、家庭で休養し早めに治しましょう。また、前の晩や当日の朝、健康状態のすぐれない時には認定こども園へ連絡をお願いします。
- ・ 保育中にケガがあった場合や発熱などの症状が悪化した場合は、保護者へすぐに連絡します。（勤務先や携帯番号が変わった場合は、必ず職員にご連絡ください。）
- ・ インフルエンザ、風しんや水ぼうそうなど伝染性の高い病気の疑いがあるときは、厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき登園できない期間があります。不明な点は認定こども園までお問い合わせください。
- ・ 新型コロナウイルス感染症につきましても、全国保育園保健師看護師連絡会「保育現場のための新型コロナウイルス感染症ガイドブック」に基づき登園ができない場合や、認定こども園が閉園となる場合があります。不明な点は認定こども園までお問い合わせください。
- ・ 初めての集団生活となり、入園当初は風邪などひきやすい傾向にあります。必要に応じて予防接種を受け伝染病の病気からお子さんを守りましょう。
- ・ 認定こども園では午前中に多く活動しております。起きる時間が遅く、朝食を食べていないなど規則正しい習慣が身についていないと、子どもの活動に影響することもありますので、家庭では規則正しい生活を行うようにしましょう。

② 給食及び食物アレルギーの対応について

完全給食を実施しており、栄養士の指導のもと献立を考え、食育の取り組みも行っています。毎日の給食を事務室前にサンプルを展示していますのでご覧ください。

なお、食事に関するご相談も受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

また、認定こども園では食物アレルギーのあるお子さんについて次のように対応しています。

- ・ 食物アレルギーとされるお子さんは医療機関で受診して、「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導書」（診断名、除去が必要な食品名、除去期間などを記入）を提出してください。
- ・ 基本はアレルギーとなる食物の除去又は代替食で対応します。食物アレルギーが強く、代替食対応が難しい場合は、ご家庭と相談しながら望ましい方法で対応させていただきます。

③ るすつこども園の送迎について

お子さんの送迎は、保護者の方が行うようお願いいたします。スクールバスの乗車については、幼児乗車の安全確保ができないため行っておりません。

登園時にはお子さんを確実に保育士に託し、降園時は保育室までお迎えをお願いします。

送迎時間や送迎される方が変更になる場合には、認定こども園に電話連絡をお願いします。（連絡がない場合は、お子さんをお渡しすることができません。）

④ ならし保育について

お子さんがるすつこども園での生活に慣れていくことができるように、入園した日から約1週間程度、保育時間を短縮（正午過ぎまで）した、ならし保育をおすすめしております。就労等の調整などご理解とご協力をお願いします。※期間については、保護者の状況等により調整も可能です。



⑤ るすつこども園の年間行事について

るすつこども園では、各月ごとに様々な行事を行っています。この他に、子育て支援センターや児童館の行事として、音楽会や人形劇などを実施しており、認定こども園の児童も参加し、小学生との交流や地域の方達との交流の機会を行事を通じて実施しています。

月	行 事
4月	入園式
5月	親子こぐまクラブ（交通安全教室）
6月	歯科健診
7月	運動会、内科健診、お泊り保育（年長児）
8月	夏祭り（父母の会）、遠足
9月	卒園児バス旅行、お月見会
10月	
11月	発表会
12月	お餅つき会、歯科健診、クリスマス会
1月	カルタ大会、内科健診、細菌検査（検尿）
2月	節分会、記念撮影
3月	ひな祭り会、卒園児お別れ会、修了式・卒園式

※ 毎月、誕生会、身体測定、避難訓練も実施します。

* 「広報るすつ」等への掲載について*

上記年間行事等の際は、役場企画観光課の職員が、毎月5日に発行する「広報るすつ」等への掲載用の取材として、皆さまのお子さまを撮影します。個人情報保護の観点から、「撮影はしてもいいが、広報には載せてほしくない」等がありましたら、事前にお知らせください。



